

第二次福島県復興公営住宅整備計画

平成25年12月

福島県

目次

基本的な考え方	1
整備戸数及び整備箇所	2
建設に当たっての考え方	3
入居の考え方	5



※ 復興公営住宅は、原子力災害により避難指示を受けている方が、低廉な家賃で入居できる公営住宅です。

基本的な考え方

コミュニティの維持・形成

- 復興公営住宅は、避難されている方々のコミュニティの維持・形成の拠点となるものです。
- このため、入居に当たっては、市町村単位や親族同士等、複数世帯の入居(グループ入居)に配慮します。
- コミュニティ集会室等を併設する等、入居する方々はもちろん、周辺に避難されている方々も含めて交流できるよう整備します。
- さらに、コミュニティ集会室等を拠点に、地域にお住まいの近隣住民の方々とも交流が図られるよう、コミュニティ復活交付金等を活用した様々な事業を実施します。

整備戸数及び整備箇所

整備戸数、箇所

- 全体で4, 890戸を整備します。
- 整備箇所、整備戸数は、平成 25 年度に復興庁、県、避難元自治体を実施した住民意向調査結果等を基にしています。
- 市町村別の整備戸数は、次に掲げる戸数を基に関係市町村との個別協議を行い、決定していきます。

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	二本松市	南相馬市	川俣町	三春町	田村市、本宮市、 桑折町、大玉村、 川内村 他
430 戸	100 戸	570 戸	1,760 戸	340 戸	900 戸	170 戸	220 戸	400 戸

※ 整備戸数には、市町村営分を含んでいます。

- 今後も住民意向調査や意向確認作業等による修正を重ねながら精度を高め、関係市町村との個別協議の内容を踏まえて、計画を見直していきます。

整備スケジュール

- 第一次計画の概ね 3,700 戸については、平成 27 年度までの入居を目指し、整備を進めていきます。
なお、第二次計画で上乗せした戸数については、平成 27 年度以降早期に入居できるよう整備を進めていきます。
- 設計施工一括選定方式や買取方式等の民間活用方式を取り入れ、整備期間の短縮を図っていきます。

建設に当たっての考え方

復興公営住宅の特徴

- 玄関から居室内まで、段差のないバリアフリーとします。
- 3階建て以上の建物には、全てエレベーターを整備します。

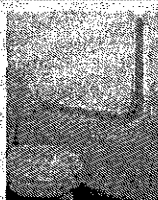
標準設計プランのイメージ



1階部分のイメージ

段差なし（全住戸）

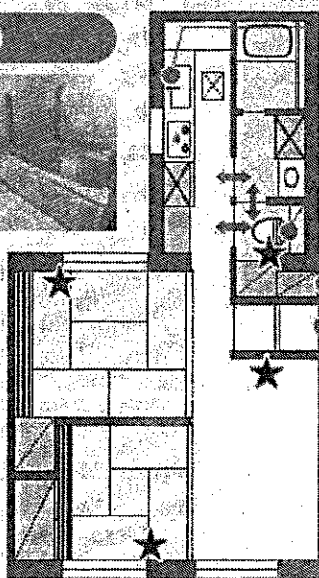
手すり
玄関、廊下、トイレ
風呂場に設置



★非常用ボタン（1階）



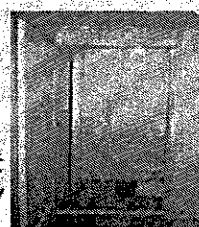
発光（フラッシュ）点灯と
音で異常を周囲に周知



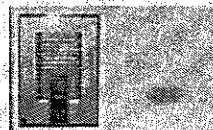
レバーハンドル



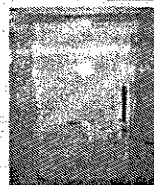
介助スペースを
確保したトイレ
（2方向進入可）



緊急時 警報装置 （1階）

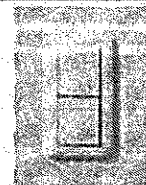


引戸 （1階）



※図は2LDKタイプ

大型スイッチ



整備に関する考え方

- コミュニティ集会室等を併設する等、入居する方々はもちろん、周辺に避難されている方々も含めて交流できるよう整備します。
- 地域の気候に配慮し、特に会津地方では、サンルームを設置します。
- 太陽光発電設備を設置するとともに、エネルギー効率のよい住宅を整備します。
- 用地の状況を踏まえ、戸建てや2戸1棟の住宅も整備します。
- 一部について、ペットが飼育できる住宅も整備します。
- 木造住宅や内装材への県産木材の活用に配慮します。



入居の考え方

入居方針

- コミュニティ維持のため、市町村単位での入居に配慮します。
- 親族同士等、複数世帯での入居（グループ入居）に配慮します。
- 高齢者、障がい者、妊婦を含む子育て世帯等に配慮します。

※ 市町村営の復興公営住宅も全体の整備戸数に含みますが、建設や入居に当たっての考え方については、設置する市町村が定めます。

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 25 年 11 月 8 日改定
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 福島県市町村
 いわき市
 富岡町
 大熊町
 双葉町
 浪江町

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《いわき市-富岡町、大熊町、双葉町、浪江町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ いわき市において、中央台高久、好間工業団地など市内 35 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 21,100 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、楢葉町が約 5,500 人、富岡町が約 4,900 人、大熊町が約 3,400 人、広野町が約 3,300 人、浪江町が約 1,700 人、双葉町が約 1,300 人。(平成 26 年 1 月 23 日時点)
- ・ 応急仮設住宅入居(約 21,100 人)の割合は、建設分が約 3 割、民間住宅賃貸分が約 7 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数(福島県調べ)によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成 26 年 1 月 23 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
富岡町	平下高久(平下高久)	90	87	165
	泉玉露(泉)	220	201	413
	内郷宮町(内郷宮町)	80	80	80
	好間町上好間(好間)	62	56	139
大熊町	渡辺町屋野(渡辺町屋野)	88	81	152
	鹿島町下矢田(鹿島町下矢田)	91	86	139
	小名浜上神白(小名浜上神白)	63	59	122
	鹿島町下矢田(鹿島町下矢田第二)	50	46	94
	好間工業団地(好間工業団地第一、第二、第三)	362	344	711
双葉町	南台(南台)	259	228	384
広野町	中央台高久(高久第二、第三、第四、第七)	217	193	483
	中央台鹿島(鹿島)	18	17	44
	常磐関船町迎(常磐迎第一、第二)	140	124	319
	四倉町(四倉町鬼越)	230	198	462
	四倉町芳ノ沢(四倉工業団地)	103	85	167
楢葉町	中央台高久(高久第五、第六)	35	34	73
	中央台飯野(飯野)	16	14	40
	平上高久(高久第八)	123	123	258
	平下山口(高久第九)	202	191	407
	平上山口(高久第十)	200	200	464
	平作町(作町)	57	57	126
	常磐西郷町銭田(常磐銭田)	50	43	138
	平上荒川(上荒川)	250	235	471
	内郷白水町(内郷白水)	61	61	128

川内村	四倉町細谷(四倉町細谷)	40	40	81
	小名浜林城(林城八反田)	106	104	235
	小名浜相子島(小名浜相子島)	40	37	70
	四倉町(四倉町鬼越)	50	49	82
	小名浜大原(小名浜大原)	20	18	43
計		3,323	3,091	6,490

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】

(平成 26 年 1 月 23 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	17	28	浪江町	833	1,744
南相馬市	300	638	楡葉町	1,226	3,051
川俣町	2	3	広野町	638	1,781
飯館村	6	13	葛尾村	12	23
大熊町	936	2,164	川内村	97	216
富岡町	1,761	4,122	双葉町	447	871
			計	6,275	14,654

<公共施設等の受入れ>

- ・ いわき市内には、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町が避難に伴い役場機能を設置しており、楡葉町が中央台飯野三丁目に、双葉町が東田町二丁目にそれぞれ主な役場機能を設置している。また、富岡町が平字梅本にいわき支所(主な役場機能は郡山事務所)、大熊町が好間工業団地にいわき出張所(主な役場機能は会津若松出張所)、浪江町が平字堂根町にいわき出張所(主な役場機能は二本松事務所)を設置している。
- ・ 双葉町は、平成 26 年 4 月にいわき市錦町にて、町立幼稚園、小学校、中学校の再開を予定している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ いわき市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画(平成 25 年 12 月)」に基づき 1,760 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 現在、第一期整備分の 250 戸の整備を進めており、第二期整備分として 122 戸、第三期整備分として 670 戸の着手を予定している。残る 718 戸については、現時点で建設場所は未定であるが、平成 27 年度までの入居を目指し、整備の具体化に向け取り組む。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置する。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
第一期	小名浜、永崎地区	県	200 戸	集合住宅	H26 年度第4四半期
	常磐地区	県	50 戸	集合住宅	H26 年度第4四半期

	計	—	250 戸	—	—
第二期	平八幡地区	県	12 戸	集合住宅	H27 年度
	小名浜大原地区	県	60 戸	集合住宅	H27 年度
	小川地区	県	50 戸	木造 2 階建て	H27 年度
	計	—	122 戸	—	—
第三期	北好間中川原地区	県	200 戸	集合住宅	H27 年度
	勿来酒井地区	県	200 戸	集合住宅	H27 年度
	泉町本谷地区	県	200 戸	集合住宅	H27 年度
	内郷宮町地区	県	70 戸	集合住宅	H27 年度
	計	—	670 戸	—	—
今後整備予定		—	718 戸	—	—
合計		—	1,760 戸	—	—

(2) 関連基盤

長期避難者の受入に伴う関連基盤の整備を検討する。

<道路整備>

- ・ 小名浜地区の復興公営住宅整備に伴い、県道小名浜四倉線の交差点改良等を行う。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備にあたっては、いわき市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合に留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、県庁内生活拠点プロジェクトチームや、福島県と復興庁が主催するコミュニティ研究会における専門家や関係機関の意見も踏まえ、年度内をめどに方針・施策を取りまとめる。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成 25 年 2 月から、浪江町、大熊町は平成 25 年 3 月から、富岡町は平成 25 年 4 月から発行を開始している。

・ 【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 25 年 12 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	234 人	626 枚	川内村	H25.4.1～	93 人	99 枚
田村市	H25.2.15～	47 人	47 枚	大熊町	H25.3.1～	2,263 人	2,754 枚

南相馬市	H25.2.15～	1,194 人	1,649 枚	双葉町	H25.2.1～	-	1,548 枚
川俣町	H25.2.12～	39 人	39 枚	浪江町	H25.3.1～	-	4,331 枚
広野町	H25.2.15～	126 人	149 枚	葛尾村	H25.2.1～	198 人	230 枚
楡葉町	H25.4.1～	820 人	820 枚	飯館村	H25.2.15～	221 人	263 枚
富岡町	H25.4.1～	-	2,721 枚	計		(5,235 人)	15,276 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

